

「子どもを犯罪の被害から守る条例」の概要

※平成17年7月1日公布・施行

子どもの安全を確保

子どもの生命又は身体に危害を
及ぼす犯罪の被害を未然に防止
(第1条)

定 義 (第2条)

県の責務 (第4条)

- ①必要な施策の実施
- ②国及び市町村との連絡調整

県民の責務 (第5条)

- ①積極的な活動
- ②県及び市町村の施策への協力

事業者の責務 (第6条)

- ①積極的な活動
- ②県及び市町村の施策への協力

声かけ運動
の活性化

行為の明確化

子どもに不安を与える 行為の禁止 (第11条)

正当な理由なく、甘言を用いて
惑わし、又は虚言を用いて欺く
こと

禁止行為に 係る通報 (第13条)

子どもを威迫する 行為の禁止 (第12条)

- 正当な理由なく、
- ①言い掛かりをつけ、すごみ、又は卑わいな事項を告げること
 - ②身体又は衣服等を捕らえ、進路に立ちふさがり、又はつきまとうこと

罰則 (第14条)

30万円以下の罰金又は拘留若しくは
科料に処する

推進体制の整備等 (第7条)

- ①推進体制の整備
- ②不審者情報の収集・活用

助言その他の必要な支援 (第8条)

- ①県民・事業者に対する支援
- ②市町村に対する支援

学校等における安全の確保 (第9条)

- ①学校等施設内の安全確保
- ②犯罪被害に遭わない教育の充実

通学路等における安全の確保 (第10条)

- ①通学路等の環境整備
- ②通学路等の安全確保のための措置

適用上の注意
(第3条)